

平成 26 年度 第 1 回白井市市民参加推進会議

日 時：平成 26 年 7 月 30 日（水）午後 3 時から
場 所：白井市保健福祉センター 3 階団体活動室 3

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 市民参加推進会議委員の職務について
5. 会長及び副会長の選出について
6. 議 題
 - 1) 白井市市民参加条例について
 - 2) 会議のスケジュールについて
7. その他
8. 閉 会

議題1 白井市市民参加条例について

I. 市民参加条例制定の背景及び経過

1. 条例制定までの経緯

(1) 制定検討の背景

平成11年7月8日に地方分権を推進するため、地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」）が国で成立し、同年7月16日に公布、原則として平成12年4月1日に施行されました。

この法律により、地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うことになりました。

また、日本社会は高度成長の時代を終え、経済的・社会的に大きな転換期にさしかかり、人々の価値観も多様化しています。

各地方公共団体は、地方分権の時代を迎えている中、地域が持つ環境や資源を最大限に活用して、自主的にまちづくりを進め、住民の満足度をできるだけ高めていくことが求められています。

このような状況において、住民主体のまちづくりを進めていくことが課題となっています。

(2) 制定検討のきっかけ

白井市では、検討当時は「住民参加で快適な健康文化都市」を将来像として掲げており、その実現のためには、行政だけでなく、住民一人ひとりが、それぞれの立場でできることをともに考え、まちづくりの主役になって行動していく必要があります。また、行政の透明性を一層高めるための住民参加の仕組みが必要と考え、平成12年度から「住民参加の仕組み」について検討を始めました。 →市長2期目のマニフェストに

(3) 市民参加・協働に関する白井市の取り組み

① 市民参加条例制定に向けた取り組み（平成8年～平成16年）

平成 8年 4月	「白井町第3次総合計画」において市民参加（当時は「住民参加」と表記）を規定
平成 10年 3月	「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」を市民参加で策定
平成 11年 4月	「都市マスタープラン」を市民参加で策定
10月	行政運営の透明性を高めるため「情報公開条例」施行
平成 12年 9月	連携・協働型の市政を検討するための審議会として「白井町住民参加検討懇話会」を設置
平成 13年 3月	懇話会が、提言書「連携・協働型市政への道～よりよき住民参加のために～」を提出
3月	「環境基本計画」を市民参加で策定
4月	市制施行により、白井町が白井市に
	「第3次総合計画後期基本計画」を市民参加で策定
	市の将来像を「住民参加で快適な健康文化都市」に
平成 15年 6月	市民参加の基本的な考え方、基本ルールを定めた「住民参加指針」を策定
8月	市民参加を先導的に推進するための組織として、公募市民41人による市民会議「白井市100人会議」設置
11月	市民活動の情報を市民に伝えるため「市民活動情報紙市民活動ニュース」を発行
12月	市民活動の推進拠点として「市民活動推進センター」設置
平成 16年 3月	市民参加のルールによるまちづくりを推進するため、「白井市まちづくり条例」を千葉県内で初めて制定
4月	市として横断的に市民参加を推進するため「市民参加推進課」設置
6月	行政への市民参加の考え方、市民参加の方法、評価、推進体制などを規定した「白井市市民参加条例」を千葉県内で初めて制定し、同月施行

② 市民参加条例制定後の取り組み（平成16年～平成26年）

平成16年	10月	「白井市まちづくり条例」施行
	11月	市民参加条例に基づき、市民参加の実施状況の評価と市民参加の拡充のために「市民参加推進会議」を設置
平成17年	1月	市民の企画による市民参加の取り組みを推進する「市民まちづくりフォーラム」の開催
	6月	充実した生活の実現と市民参加によるまちづくりを推進するため健康生活学部、福寿学部、まちづくり学部の3学部からなる「市民大学校」を開設
平成18年	4月	「白井市第4次総合計画」において、「市民参加・協働」を計画推進の柱として位置付け
平成19年	4月	公益活動を行う市民団体を支援し、市民と行政との協働を推進するため「市民団体活動支援補助金」交付要綱を制定
	7月	市民活動の報告と市民活動のPRを兼ねて、第1回「市民活動まつり」を開催（以後、毎年開催）
平成20年	4月	市民団体活動支援補助金を5団体に交付
	5月	「第2期市民参加推進会議」を設置
平成21年	4月	市民団体活動支援補助金を5団体に交付
平成22年	3月	市民参加の項目を作成し、委員の募集、会議の公開、パブリックコメント（意見公募）について一元化するため、市ホームページ改訂
	4月	市民活動推進センターの機能拡充を図るため、市民活動推進センターを登録団体で構成される市民活動推進センター運営協議会に委託
	4月	市民団体活動支援補助金を5団体に交付
	10月	市民団体活動支援補助金交付要綱を一部改正し、新たに「活動立上型」の補助を追加
平成23年	4月	市民協働を推進するため「市民参加推進課」を「市民活動支援課」に組織改編
	4月	市民団体活動支援補助金を5団体に交付
	7月	「第3期市民参加推進会議」を設置
	7月	市民活動の推進及び市民等と市との協働を進めるため「市民活動推進委員会」を設置
	7月	「市民参加・協働のまちづくりプラン」策定開始
平成24年	3月	積極的に情報提供施策の推進に取り組むため「情報提供施策の推進に関する基本方針」を制定
	4月	市民団体活動支援補助金を4団体に交付
平成25年	2月	市民参加・協働のまちづくりプラン策定
	4月	市民団体活動支援補助金を立上型3団体 支援型4団体 計7団体に交付
平成26年	4月	市民団体活動支援補助金を立上型2団体 支援型4団体 計6団体に交付
	7月	「第4期市民参加推進会議」を設置

(4) 市民参加条例の制定までの経緯（詳細）

平成 12 年度

■住民参加検討懇話会を設置：9月28日

【委員構成】15名 公募市民（14名）・学識経験者（1名）

【会議回数】10回

【内 容】市民の視点からの住民参加のあり方などを検討し、翌年3月に市長に提言。

提言書：「連携・協働型市政への道」～よりよき住民参加のために～

この提言を受け、全課等に提言書を配付し、趣旨を尊重し、事務に反映できるものは反映するよう努めた。

平成 13 年度

■庁内プロジェクトチームを設置：10月25日

【委員構成】22名 市職員（全課等）

【会議回数】5回

【内 容】住民参加検討懇話会の提言を受け、今後住民参加を進める上での具体的な方法等を検討し、次の結論に達した。

住民と行政がパートナーとして、政策を形成・運営していく「連携と協働の住民参加」の実現には、住民と行政が意見交換を十分に行之、相互理解のもとに、住民参加の基本的な考え方や今後取り組むべき具体的事項を指針とすることが肝要。

平成 14 年度

■住民参加指針策定委員会を設置：9月17日～平成15年度まで

【委員構成】10名 コーディネーター1名（NPO法人東京ランポ 現在の認定NPO法人「まちぽっと」）
委員9名 元・検討懇話会会長（1名）・公募市民（3名）・市議会議員（1名）
市職員（4名）関係課長（3名）庁内プロジェクトチームを代表する者（1名）

【会議回数】13回（平成14年度11回・平成15年度2回）

【内 容】行政運営における住民参加の基本的なルールに関する「住民参加指針」を検討した。

この指針を6月に全職員、市議会議員等に配布すると共に、職員に対しては、指針に基づいた住民参加を推進するよう周知した。

平成 15 年度

■「住民参加指針」に関する職員研修の実施

【開催日】7月30日、31日（両日の午前、午後：2回）追加：8月11日（1回）

【対象職員】各班の主任以上の者 参加者：81名

■市民参加条例の素案の作成

【作成期間】6月から11月（6ヶ月）

【内 容】条例の素案を作成する際に、「住民参加指針」を基本に事務局で素案を作成した。
指針の条例化

【庁内審議】12月：政策会議（素案概要について）

2月：政策会議（素案及びパブリックコメントの実施について）

■パブリックコメントの募集

【公表内容】市民参加条例素案

【周知方法】①広報紙掲載（3月1日号）

②市ホームページ掲載（3月1日から）

③情報公開コーナーへ配置（3月1日から）

④各出先機関へ配置（3月1日から）・・・白井駅前センター他6施設

【募集期間】平成16年3月1日から3月22日（約3週間）

【募集方法】市民意見の提出方法：書面又はEメール

平成16年度

■パブリックコメントの募集結果

【意見件数】82件・13名

【意見取扱】修正：16件（素案を修正するもの）

既記載：2件（既に素案に盛り込んであるもの）

参考：16件（素案には反映できないが今後の参考とするもの）

その他：48件（素案には反映できないが意見として伺ったもの）

【公表方法】①広報紙掲載（6月1日号）・・・主な意見のみ掲載

②市ホームページ掲載（5月7日から）

③情報公開コーナーへ配置（4月30日から）

④各出先機関へ配置（5月6日から）・・・白井駅前センター他6施設

【その他】意見提出者への市の考え方の公表：13名（4月30日郵送）

■市民参加条例案の作成

パブリックコメントを踏まえ、条例案を作成

【協議事項】 第2条第5号の実施機関の定義に、他の執行機関を位置付けることの可否について
→検討の結果除外した

市議会、市選挙管理委員会、市監査委員、市農業委員会、市固定資産評価審議会

【庁内審議】 4月：政策会議（付議案件了承・修正及び意見個所を整理し、例規審査会に提出）

4月：例規審査会（訂正、修正後決定：5月）

【公表】 ①市ホームページ掲載（5月7日から）

②情報公開コーナーへ配置（4月30日から）

③各出先機関へ配置（5月6日から）

■議会

・市議会全員協議会の開催 市民参加条例案についての説明

・特別委員会設置、開催 原案のとおり決定

・6月議会 原案のとおり可決

■市民参加条例の公布：平成16年6月29日 一部（第3章：推進体制）を除き施行

【公表方法】広報紙、市ホームページ等

Ⅱ. 条例の内容

1. 市民参加条例について

市では、より良いまちづくりを進めて行く上では、市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。

そのためには、市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行うため、市民参加の基本的な考え方と市政運営に市民の意見を反映するための手続きとして、平成 16 年 6 月 29 日に白井市市民参加条例を制定し、運用しています。

2. 条例の概要

条例は、市民参加の基本的事項を定めるとともに市政運営に市民の意見を反映するための手続きを定めています。

(1) 条例の構成

条例は制定理念である前文と第 1 章から第 4 章までの全 28 条で構成されています。

条例は、前文と第 1 章の総則において、理念・基本的事項について定めており、第 2 章以降において、具体的に市民参加の対象や方法について定めています。

- ・ 第 1 章（第 1 条から第 5 条まで）は総則
- ・ 第 2 章（第 6 条から第 24 条まで）は市民参加の方法
- ・ 第 3 章（第 25 条）は推進体制としての市民参加推進会議
- ・ 第 4 章（第 26 条から第 28 条まで）は、広聴活動、市民活動への支援について規定

(2) 条例について

前文：条例の理念を規定

第1章（総則）

条例の目的（第1条）

用語の説明（第2条）

市 民	市内に在住、在勤及び在学する者、市内に事業所を有する法人、その他の団体などです。
市民参加	市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することです。
連携・協働	市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することです。
市民活動	市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動です。
実施機関	市長、教育委員会及び水道事業です。

【市と市民の関係】

市の責務（第4条）

- ※行政活動に関する情報の積極的な提供に努める。
- ※市民参加の機会の積極的な提供に努める。
- ※市民の意向を把握し、施策へ反映させるよう努める。
- ※市職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動ができるよう研修会などの必要な方策に努める。
- ※市民参加の持続的な発展に向け、創意工夫に努める。

連携・協働

基本原則（第3条）

情報の共有・
参加機会を補償

市民の責務（第5条）

- ※市民参加によるまちづくりの推進のため、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努める。
- ※自治体の利益を考えての参加に努める。
- ※市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努める。

第2章（市民参加の方法）

第1節 通則

市民参加の対象（第6条）

具体的に市民参加が必要な事業について列挙を行うことで、担当課が事業を実施する際に、あらかじめ市民参加の必要性について判断することができます。

本条文では、市民参加の対象事項について一定のルールを定めていますが、対象でない事業であっても市民参加の手法を用いる事例は数多くあります。

市民参加の対象（第6条第1項）

- 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における計画の策定又は変更をするとき。 例：地域防災計画、環境基本計画、障害者計画など
- 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃をするとき。 例：環境基本条例など
- 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃をするとき。
例：まちをきれいにする条例、なし赤星病防止条例など
- 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃をするとき。
例：まちづくり条例など
- 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画などの策定又は変更をするとき。
例：複合施設、公園など

市民参加を行わないことができる場合（第6条第2項）

- 緊急その他やむを得ない理由があるとき
- 金銭徴収に関する条例の制定・改廃
- 政策的な判断を要しない条項について条例の改正

市民参加の方法（第7条）

第6条第1項で規定する市民参加を要する事業の実施については、第10条から第24条で規定する市民参加の方法（審議会、パブリックコメント、アンケート、意見交換会、ワークショップ、住民投票、その他の方法）のうち、必要性和効率性から適切な方法を選択し、市民参加を行う。

意見の取扱い（第8条）

市民参加によって得た意見については、市は総合的かつ多面的に検討のうえ、案に反映させるよう努めます。その検討結果について公表することで、市民への説明責任を果たしています。

意見の公表方法（第9条）

市民参加によって得た意見の公表方法について、具体的に情報公開コーナー、広報しろい、市ホームページ、その他の方法により公表するよう規定しています。

第2節～第8節 市民参加の方法（第10条～第24条）

第6条第1項の市民参加の対象事業について、事業を行おうとするときは、第2節～第8節（第10条～第24条）に規定する市民参加の方法から必要性和効率性から判断し、適切な市民参加の方法の採用と具体的な手順の実施を求めています。（第7条）

方 法	内 容
審議会等の設置 第2節 審議会等 審議会等の設置（第10条） 審議会等の委員（第11条） 会議の公開等（第12条） 会議録の作成及び公表（第13条）	専門的な検討が必要な場合に設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公募枠を設けるよう努めます。 ・ 会議は、原則公開 ・ 傍聴者に対し、原則会議資料を配布 ・ 応募者の選考基準を設け、公表 ・ 会議の開催日時・開催場所などを事前に公表 ・ 会議録及び会議資料を公表
パブリックコメントの募集 第3節 パブリックコメント パブリックコメントの募集（第14条） 公表事項（第15条） パブリックコメントの提出方法等（第16条）	策定しようとする政策などに対して市民の意見を反映させることが必要な場合などに行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定しようとする政策などの趣旨、内容、提出方法・期間などを事前に公表。 ・ 2週間以上の提出期間を設けます。 ・ 提出された意見に対する検討結果及びその理由を公表
アンケート調査の実施等 第4節 アンケート調査 アンケート調査の実施等（第17条）	計画策定などにおいて広く市民の意識、意向を把握する必要がある場合に行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の目的を事前に公表 ・ アンケート調査の結果を公表
意見交換会の開催 第5節 意見交換会 意見交換会の開催（第18条） 開催日等の事前公表（第19条） 開催記録の作成及び公表（第20条）	行政活動の趣旨、目的、内容などの説明を通じ、それに対する市民の意見を収集する必要がある場合などに行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時、開催場所などを事前に公表 ・ 会議録及び会議資料を公表
ワークショップの開催 第6節 ワークショップ ワークショップの開催（第21条） 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表（第22条）	複数の市民が創造性を発揮し、具体的な作業を通じて一定の合意形成を図る必要がある場合などに行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時、開催場所などを事前に公表 ・ 会議録及び会議資料を公表
住民投票の実施 第7節 住民投票 住民投票の実施（第23条）	市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要がある場合に行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施にあたっては、住民投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表などを別に条例で定めます。
その他の方法 第8節 その他の方法 その他の市民参加の方法の設定（第24条）	上記以外により効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、それを行います。

第3章（推進体制）

市民参加推進会議（第25条）

市の市民参加に関する基本的事項を調査・審議するため「市民参加推進会議」を置く。

市民参加推進会議の位置づけ

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置。



審議内容（第25条第2項）

- ・市民参加の実施状況に対する総合的評価
- ・市民参加の方法の研究及び改善
- ・市民参加条例の見直しに関する事項
- ・市民参加の推進に関する事項

委員構成等（第25条第4・5項）

委員構成については、会議においていろいろな角度（視点）から調査審議する必要があると考え、委員を構成

■識見を有する者：2名

市民参加について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者。他の委員への情報提供や助言などより良い方向性を見出すことを期待

■市内において市民活動を行う団体に属する者：3名

経験に基づく知識から判断をしていただくことを期待

■市民：5名

一般市民の視点からの意見を期待

委員の任期（第25条第6・7項）

1期3年 1回に限り再任が可能。

同じ人が委員として固定化されるより、多くの市民に参加していただきたいこと。継続的な調査審議が必要な場合もあるということから。

第4章（雑則）

公聴活動（第26条）

懇談会・市長への手紙などの公聴のための措置

市民活動への支援（第27条）（P.2）

- ・市民参加・協働のまちづくりプランを策定し、今後の白井市の市民参加・協働の方向性を整理し、段階的に推進することを明確にした。
- ・支援策 市民活動推進センターの開設 市民団体活動支援補助金 市民活動情報紙の発行

規則への委任（第28条）

Ⅲ. 条例の執行状況

1. 実績（事業終了年度ベース）

- 総合的評価の実施 複数年度にわたる事業については、中間評価を実施

年 度	事業数	該 当 事 業 名
平成 25 年度	2 事業 (7 事業)	白井市除染実施計画改定事業 事務処理市移行推進事業
平成 24 年度	7 事業 (8 事業)	白井市除染実施計画策定事業 白井市暴力団排除条例策定事業 白井市地域福祉計画策定事業 市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業 白井市産業振興条例策定事業 白井市生活排水処理基本計画策定事業 美しい景観形成推進事業（事業中止）
平成 23 年度	2 事業 (9 事業)	第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業 白井市環境基本計画策定事業
平成 22 年度	2 事業 (4 事業)	白井市第 4 次総合計画後期基本計画策定事業 男女共同参画推進行動計画策定事業
平成 21 年度	5 事業 (7 事業)	健康増進計画策定事業 白井市次世代育成支援地域行動計画策定事業 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定事業 災害時要援護者避難支援プラン策定事業 白井市耐震改修促進計画策定事業
平成 20 年度	3 事業 (5 事業)	第 1 地区コミュニティセンター施設整備事業 市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の廃止及び大体施設の整備事業 第 4 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業
平成 19 年度	2 事業 (3 事業)	第 8 次白井市交通安全計画策定事業 白井市環境基本計画改定事業
平成 18 年度	3 事業 (4 事業)	白井市障害者計画策定事業 白井市都市計画法に基づく開発行為に係る技術的細目の強化等に関する条例（事業中止） 白井市国民保護計画策定事業
平成 17 年度	5 事業 (7 事業)	総合計画推進事業 白井市男女平等推進行動計画策定事業 行政改革実施計画策定事業 第 3 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業 白井市自転車駐輪場整備計画事業
平成 16 年度	1 事業 (3 事業)	次世代育成支援地域行動計画策定事業
合計	対象事業数：29 事業 （のべ評価事業数：50 事業）	

- 諮問に基づき、事業を改善（例：平成 23 年度答申）

	提言内容	取り組み・実績
総合的評価からみた課題	市として情報提供のあり方について整理し、統一理解のもとで提供することが望ましい。	情報提供施策の推進に関する基本方針を制定 【平成 24 年度】
	若年層や働き盛り世代に情報を発信するときには、広報しろいと併せてホームページにより情報を補完的に発信すべきである。	従来別々の担当業務であった、広報しろい作成業務とホームページの管理業務を統合し、秘書広報課が一元的に行う。 【平成 24 年度】
	「どうしたら」情報がわかりやすく伝わるか意識する。	広報しろいについて市民アンケートを実施 【平成 24 年度】
運用の課題	市政に参加する市民の顔ぶれが同じで参加する市民の実数が少ない。 様々な世代や職業、性別の市民が市政に対し市民参加できるよう住民基本台帳からの無作為抽出された市民が市民参加を行うなどの研究が必要。	平成 23 年 10 月 29 日に実施した事業仕分けにおいて、市民感覚を採り入れるために、住民基本台帳の無作為抽出で選出された市民が市民判人となり、事業仕分けを実施。今年度も実施を予定。 【平成 23 年度・平成 24 年度】
	広報などで表記を行うときは、「パブリックコメント（意見公募）」と日本語を併記して下さい。	広報しろい（平成 24 年 1 月 15 日号）、市ホームページ（平成 23 年 11 月）から日本語を併記 【平成 23 年度】

2. 条例の周知方法

【条例制定時】 広報しろい・市ホームページ

【市民対象】 答申にあわせて、広報しろい・市ホームページで評価結果を公表

【職員対象】 新規採用職員研修・職員研修（年1回）

3. 効果・課題・問題点

【現状・効果】

- 重大な事業の実施にあたり、市民参加で事業を推進しなくてはならないという考え方が多くの職員に定着し、多くの事業で実施されている。
→市民参加条例対象事業において、年々、様々な市民参加の方法を駆使し、実践
→白井市第4次総合計画後期基本計画第一次実施計画における234事業のうち、約44%の事業で市民参加が行われている。
- 市政の情報発信として、広報しろいを月2回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布するとともに、市ホームページやメールマガジンを通じて様々な行政情報を迅速に提供している。
- 市長とのタウンミーティングなどを通じて、市民や団体と市政運営に関する意見交換を実施
- 市民参加推進会議を設置し、市民の視点で行政への市民参加について実施状況を毎年評価するとともに市民参加の拡充のための検討を行っている。
→パブリックコメントに「意見公募」という文言を併記することを提言するなど、市民の視点での評価と市の改善の良いサイクルが行われている。
- 審議会などの会議は原則公開し、その会議録は、市役所1階の情報公開コーナーで公開するとともに、なるほど行政講座（出前講座）により市政情報を提供
→「情報提供施策の推進に関する基本方針」策定 平成24年3月策定
- 子育て中の市民が意見を述べる機会を確保し、市政への参加を促進するため、会議の開催時に、委員の子どもの一時的保育を実施する制度「白井市審議会等に係る一時的保育実施要綱」を平成25年4月制定

■ 第4次総合計画後期基本計画第一次実施計画における市民参加について

		事業数	全事業に占める割合	実施計画の事業	
市民参加を実施した事業		103	44.0%		
時期	計画段階	94	40.2%	審議会	・ 補助金等見直し適正化事業（白井市補助金評価委員会）
	実施段階	18	7.7%		・ 市民参加事業推進事業（市民参加推進会議）
	評価段階	84	35.9%		・ ごみの資源化推進事業（廃棄物減量等推進審議会）
手法	審議会	90	38.5%	パブリックコメント (意見公募)	・ 次世代育成支援地域行動計画推進事業
	パブリックコメント(意見公募)	8	3.4%		・ 環境基本計画推進事業
	アンケート	11	4.7%		・ 国民保護計画推進事業
	ワークショップ	2	0.9%	アンケート	・ 産業振興条例策定事業
	意見交換会	4	1.7%		・ バス交通推進事業（利用者アンケート）
	その他	2	0.9%		意見交換会
				・ 中小企業活性化支援事業	
				・ 懇談会開催事業（タウンミーティング）	
				ワークショップ	・ 障害福祉サービス事業
				・ 地域福祉計画策定推進事業	
				住民投票	・ 白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票 (※過去に実施した事業)

【課題・問題点】

（市民参加の問題点）

- 市民の市の情報の入手先として、広報しろい 8 割弱、議会だより 2 割弱、その他市広報物、市ホームページ 1 割強という状態であり、広報しろい以外の情報提供の方法は、利用者が少ないことから、情報化の推進と併せてホームページの活用と充実が求められている。
- 市から発信される情報の多くが、お知らせや結果の報告であることから、市民に提供した行政情報が、うまく市民参加に活用されていない。
- 市の情報の発信が、一元化が図れていないなどの指摘がある。
- 働き盛り世代や若年者層の市民参加や協働のまちづくりに関する関心や参加状況が少ない。
- 行政に参加する市民が固定化しているとともに、市民活動に参加する市民の割合も低い。

（市民参加条例の問題点）

- 対象となる市の事業数が少なく、市民の認知度が低い。
- 多様な手法を実施しているものの、市民参加を行うことが目的化してしまい、条例の趣旨に沿った丁寧な市民参加が行われていない事例もまれに生じている。
→会議録の公表の遅れなど
- 女性の参加が少なく、また参加する市民の世代や地域に偏りがあり、参加する市民の顔ぶれが同じであるなどの課題が指摘
→市民参加を更に広げるため、女性、若年層、働き盛り世代などの今まであまり市政への参加が活発でなかった世代の意見を市政に反映させることを目的とした新たな市民参加の方法の検討が必要
→新たな市民参加の方法の研究
 - ・市民討議会
 - ・住民基本台帳からの無作為抽出された市民の地域性、性別、年代など属性に偏りのない市民が、市の様々な事業に参加する白井市独自の市民参加のしくみの設計が必要
- 他市町村の市民参加条例及びそれに類する条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ない
→市民参加の更なる推進を図るため、条例の実施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員会、選挙管理委員会などを加えて、実施機関を拡大するとともに、市民参加の対象事業として「地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公共施設」などの事業を追加し実施事業も拡大する。
- 大規模施設の整備計画については、対象とする事業費を明確にする必要がある。
→条例に「大規模施設」「市民生活に何らかの影響を与える施設」の定義がないため条例に定義

■市の審議会に占める女性委員・公募委員の割合

年 度	審議会数	委員数	女性委員数 (委員に占める割合)	公募委員数 (委員に占める割合)	うち女性公募委員 (公募に占める割合)
平成 24 年度	53 機関	553 人	154 人 (27.9%)	103 人 (18.6%)	31 人 (30.1%)
平成 23 年度	54 機関	563 人	155 人 (27.5%)	106 人 (18.8%)	30 人 (28.3%)
平成 22 年度	51 機関	636 人	160 人 (25.1%)	92 人 (14.5%)	32 人 (34.8%)
平成 21 年度	52 機関	589 人	152 人 (25.8%)	80 人 (13.6%)	27 人 (33.8%)
平成 20 年度	52 機関	558 人	146 人 (26.2%)	88 人 (15.8%)	17 人 (19.3%)
平成 19 年度	55 機関	624 人	155 人 (24.8%)	92 人 (14.7%)	24 人 (26.1%)
平成 18 年度	55 機関	602 人	145 人 (24.0%)	102 人 (16.9%)	26 人 (25.5%)

4. 市民参加推進会議の体制及び活動状況

【活動状況】 諮問に基づき、答申を作成するため、年4回～6回程度審議会を開催
※必要に応じて調査のため視察等を行う。

【審議内容】

- ・市民参加の実施状況に対する総合的評価 (資料2)
- ・市民参加の方法の研究及び改善 → 無作為抽出型市民参加を現在検討
- ・市民参加条例の見直しに関する事項
- ・市民参加の推進に関する事項

【位置づけ】

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置。



→答申書として市長に答申<資料2>し、市長が市の事業を改善

【体制】 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関
委員 10名 非常勤特別職 (現在4期目)
事務局 市民活動支援課

【報酬等】 非常勤特別職 会長 7,300円 委員 6,600円 (日額)

【委員構成】 10名以内 ※会議において多様な視点から調査審議する必要があると考え、構成

■識見を有する者：2名

市民参加について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者
他の委員への情報提供や助言などより良い方向性を見出すことを期待

■市内において市民活動を行う団体に属する者：3名

経験に基づく知識から判断をしていただくことを期待

■市民：5名 一般市民の視点からの意見を期待

【任期】 1期3年 1回に限り再任が可能。現在4期目

同じ人が委員として固定化されるより、多くの市民に参加していただきたいこと。
継続的な調査審議が必要な場合もあるということから。

→今まで市民参加をしてこなかった委員も増えてきている。その一方、審議内容が専門的かつ、事業内容を評価せずに評価を行う必要があるため、委員も勉強が必要

議題2 会議のスケジュールについて

平成26年度会議開催スケジュール（案）について

第1回目： 7 月 30 日（水）	・ 市民参加条例と市民参加推進会議について ・ 市民参加推進会議の進め方について
第2回目： 8 月 日（ ）	・ 答申書の作成手順について ・ 度総合的評価の評価方法について（模擬評価）
第3回目： 月 日（ ）	・ 総合的評価について
第4回目： 月 日（ ）	・ 総合的評価について
第5回目： 月 日（ ）	・ 平成26年度答申のまとめについて ・ 次年度以降の審議の方向性について
11月 ～ 12月頃 12月 ～ 1月頃	・ 市長に答申書提出 ・ 広報しろい等で公表
第6回目： 月 日（ ）	・ 答申と次年度以降の審議の方向性について

※今年度の推進会議は、平成26年度は6回を予定しています。

会議の開催予定については、市ホームページ・広報しろい等で公開します。

その他

- 会議の進め方について
- 会議資料・委員の課題等の送付・提出方法について
- 委員報酬の支払いについて

市民参加推進会議委員の職務について

市民参加推進会議の位置づけ

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置しています。



委員構成等

委員構成については、会議においていろいろな角度（視点）から調査審議する必要があると考え、委員を構成しています。

■識見を有する者：2名

市民参加について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者。

他の委員への情報提供や助言などより良い方向性を見出すことを期待

■市内において市民活動を行う団体に属する者：3名

経験に基づく知識から判断をしていただくことを期待

■市民：5名

一般市民の視点からの意見を期待

委員の任期

1期3年 1回に限り再任が可能。

同じ人が委員として固定化されるより、多くの市民に参加していただきたいこと。継続的な調査審議が必要な場合もあるということから。

職務

■ 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

条例の趣旨に基づき第7条で規定する適切な市民参加が行われていたか、また市民参加の手法は条例で規定する適切な手順により実施していたか、市民参加の結果は適切に公表、取り扱われたかについて評価します。

① 市民参加の実施状況に対する総合的評価

第6条に規定する行政活動が全ての評価の対象

第6条第1項の計画、条例、施設については、それぞれの事案について適切な参加の方法を選択したか、また、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価

第6条第2項については、市民参加を行わなかったことが妥当であったかを評価

② 市民参加の方法の研究及び改善

評価を踏まえ、市民参加の方法の改善や先進地の事例等を参考に新たな市民参加の方法の研究を市長が諮問した場合

③ この条例の見直しに関する事項

諮問した事項等を市民参加推進会議が調査審議した上で、この条例の見直しが必要である場合

④ 前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

市が市民参加手続を行った上での問題や課題（パブリック・コメントを募集しても意見が少ない、公募しても応募者が少ない、職員の意識向上のための方策）など

■ その他市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べる事が出来ます。

市長の諮問事項以外に、調査審議する中で気付いた点などの市民参加の推進に係る事項について市長に意見を述べる事ができる。

平成25年度に市が実施した市民参加の実施状況に対する総合的評価（諮問内容）

■ 総合的評価に関する事（市民参加条例第25条第2項第1号）

事務処理市移行推進事業	(宅地指導課)
白井市地域防災計画推進事業	(市民安全課)
白井市除染実施計画変更事業	(環境課)
ごみの減量化・資源化推進事業	(環境課)
第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定事業	(高齢者福祉課)
子ども子育て支援事業計画策定事業	(児童家庭課)
市役所庁舎整備事業	(管財契約課)

■ 市民参加条例の検証・見直しに関する事（市民参加条例第25条第2項第3号）

平成16年6月の市民参加条例施行以来10年が過ぎている。

市民参加条例について内容を検証し見直しが必要かどうか審議願いたい。

市民参加推進会議の体制及び活動状況

【活動状況】 諮問に基づき、答申を作成するため、年4回～6回程度審議会を開催
※必要に応じて調査のため視察等を行う。

【審議内容】

- ・市民参加の実施状況に対する総合的評価 (資料2)
- ・市民参加の方法の研究及び改善→無作為抽出型市民参加を現在検討
- ・市民参加条例の見直しに関する事項
- ・市民参加の推進に関する事項

【位置づけ】

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置。



→答申書として市長に答申<資料2>し、市長が市の事業を改善

【体制】 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関
委員 10名 非常勤特別職 (現在4期目)
事務局 市民活動支援課

【報酬等】 非常勤特別職 会長 7,300円 委員 6,600円 (日額)

【委員構成】 10名以内

※会議において多様な視点から調査審議する必要があると考え、構成

■識見を有する者：2名

市民参加について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者他の委員への情報提供や助言などより良い方向性を見出すことを期待

■市内において市民活動を行う団体に属する者：3名

経験に基づく知識から判断をしていただくことを期待

■市民：5名 一般市民の視点からの意見を期待

【任期】 1期3年 1回に限り再任が可能。現在4期目

同じ人が委員として固定化されるより、多くの市民に参加していただきたいこと。継続的な調査審議が必要な場合もあるということから。
→今まで市民参加をしてこなかった委員も増えてきている。その一方、審議内容が専門的かつ、事業内容を評価せずに評価を行う必要があるため、委員も勉強が必要